

○ 独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成十四年法律第百三十二号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（理事長及び理事の任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。</p> <p>（利益及び損失の処理の特例等） 第十三条 （略）</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 貸付業務勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。</p> <p>5・6 （略）</p> <p>（長期借入金） 第十四条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 内閣総理大臣及び農林水産大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>（主務大臣等） 第十六条 （略）</p>	<p>（役員の任期） 第八条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。</p> <p>（利益及び損失の処理の特例等） 第十三条 （略）</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣府の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 貸付業務勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。</p> <p>5・6 （略）</p> <p>（長期借入金） 第十四条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 内閣総理大臣及び農林水産大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、内閣府及び農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>（主務大臣等） 第十六条 （略）</p>

(削る)

2| (略)

(報告書の写しの送付等)

第十七条 内閣総理大臣は、通則法第三十三条の規定に基づき、通則法第三十二条第二項の報告書を受理したときは、遅滞なく、当該報告書の写しを農林水産大臣に送付するものとする。

2| 農林水産大臣は、前項の規定により報告書の写しの送付を受けたときは、遅滞なく、当該報告書の写しの内容を検討し、通則法第三十三条各号に掲げる事業年度の区分に応じ、当該各号に定める事項(貸付業務に係るものに限る。)に関する意見を独立行政法人評価委員会に提出するものとする。

2| 協会に係る通則法における主務省は、内閣府とする。

3| (略)

(独立行政法人評価委員会への意見聴取等)

第十七条 貸付業務に係る通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項、第三十五条第項、第三十八条第三項、第四十五条第四項及び第四十八条第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び農林水産省の独立行政法人評価委員会」とする。

2| 内閣府の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、貸付業務に関し、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一 通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行うおうとするとき。

二 通則法第三十二条第三項後段(通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による勧告をしようとするとき。